

○ 平成二十七年年度の行政監査の結果の公表 【監査公表】		岡山県公報	
		発行 岡山県	
監査事務局		担当課（室）	
			目次
			担当課（室）

岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定により、平成二十七年年度の行政監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十八日

岡山県監査委員	加藤浩久
岡山県監査委員	増川英一
岡山県監査委員	與田統充
岡山県監査委員	佐藤由美子

平成 2 8 年 3 月 2 8 日 岡山県公報 号外

平成 2 7 年度行政監査結果

〔 平成 2 8 年 3 月 2 8 日
岡山県監査公表第 3 号 〕

岡 山 県 監 査 委 員

目 次

第1	監査のテーマ及び目的	
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
第2	監査の実施概要	
1	監査の着眼点	1
2	監査の対象機関	1
3	監査の実施期間	2
4	監査の実施方法	2
第3	監査の結果	
1	AEDの設置状況	2
2	AEDの管理状況等	2
	(1) 点検担当者の配置状況	2
	(2) 日常点検の実施状況	3
	(3) 日常点検の結果の記録及び保管の状況	3
	(4) 消耗品（電極パッド・バッテリー）の管理	4
	(5) 設置情報の登録	4
	(6) 操作方法の習得状況	5
	(7) AED本体の耐用期間	5
3	AEDの使用実績	6
4	その他	6
第4	監査の意見	
1	AEDの管理について	6
2	AEDの更新，消耗品の購入について	6
3	AEDの設置情報の登録について	7
4	AEDの操作方法の習得について	7
	（資料）	
1	AED設置状況	9
2	厚生労働省通知（平成21年4月16日付け通知）	15
3	AEDの適切な管理等の実施に係るQ & A	19

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）の適切な管理等について

2 監査の目的

A E Dは、当初は医師以外の使用が認められていなかったが、平成15年には救命救急士に、また、平成16年7月からは一般市民にも使用が認められた。心筋梗塞や事故などにより心肺停止状態になった者に対して早期に使用することで、救命率や社会復帰率の向上に効果があるとされていることから、公共施設等を中心に設置が進み、多くの県有施設にも設置されている。

一方で、A E Dは、医薬品医療機器等法（旧薬事法）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがある。このため、厚生労働省平成21年4月16日付け通知（以下「21年厚労省通知」という。）において、各都道府県知事あてに、A E Dの適切な管理等に関する注意喚起及び関係団体への周知依頼がなされた。

また、21年厚労省通知以降も、一部のA E Dの維持管理が適切に行われていない実態が指摘されているということから、平成25年9月27日付けで再周知の依頼もされている。

こうした状況に鑑み、県民福祉の増進、経済性、効率性及び有効性の観点から、県施設に設置されているA E Dの管理状況を検証し、今後の改善に資することを目的に監査を実施した。

第2 監査の実施概要

1 監査の着眼点

監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 点検担当者を配置しているか。
- (2) 日常点検を実施しているか。
- (3) 日常点検の結果を記録し、保管しているか。
- (4) 消耗品（電極パッド・バッテリー）の管理は適切か。
- (5) A E Dの設置情報の登録は適切に行われているか。
- (6) A E Dの操作方法の習得状況

2 監査の対象機関

財務監査対象機関のうちA E Dを設置している機関

3 監査の実施期間

平成27年12月から平成28年2月まで

4 監査の実施方法

(1) 事前調査

A E D設置の監査対象機関に対して、A E Dの設置・管理状況等の調書の提出を求め、監査の着眼点に基づき書類審査を行った。

(2) 聞き取り調査及び監査

事前調査を踏まえ、設置台数の多い機関や記載事項に疑義のある機関を中心に抽出し、管理の状況等について聞き取り調査を行い、その結果に基づき監査を実施した。

第3 監査の結果

1 A E Dの設置状況

本県の県有施設におけるA E Dの設置は、平成17年度から始まり、平成28年2月末現在で次表のとおりであった。

区 分	機関数	設置台数 (台)
知事直轄・総務部	1	2
県民生活部	4	4
環境文化部	2	2
保健福祉部	5	6
産業労働部	4	4
農林水産部	1	1
土木部	1	1
県民局	10	16
企業局	1	4
教育委員会	72	194
公安委員会	23	34
合 計	124	268

* 区分の部局等には、関係出先機関を含む。

2 A E Dの管理状況等

(1) 点検担当者の配置状況

21年厚労省通知では、設置したA E Dの日常点検を実施する者として点検担当

平成28年3月28日 岡山県公報 号外

者を配置することとされているが、点検担当者の配置状況は、次表のとおりであった。

	機関数	割合（％）
点検担当者を配置している	107	86.3
点検担当者を配置していない	17	13.7
合 計	124	100.0

点検担当者を配置していない理由は、「21年厚労省通知の存在を知らず、点検担当者の配置の必要性を知らなかった。」などによるものであった。

また、点検担当者としては、養護教諭、物品担当者など特定の者を定めている機関が多く、複数人定めている機関においても、点検については当番制としていたところがあった。複数台設置している機関は、敷地内の設置場所によって点検担当者が異なる場合が多く、同じ機関内でも点検担当者の点検方法（実施頻度、記録の有無等）が異なっているものがあった。

(2) 日常点検の実施状況

日常点検の実施状況は、次表のとおりであった。

	台 数	割合（％）
実施している	243	90.7
毎日	93	34.7
毎週	25	9.3
毎月	62	23.2
その他	63	23.5
実施していない	25	9.3
合 計	268	100.0

点検を実施しているとした243台については、いずれもAED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを確認されていた。ただし、「その他」は実施していても年に数回等では日常的とはいえないものであり、日常点検を実施していない理由は、「AED自体にセルフテスト機能があり、日常点検の必要性を知らなかった。」などによるものであった。

毎日実施している機関においては、生徒委員活動の一環として、保健委員が当番制で授業日毎に日常点検を実施しているような学校もあった。

(3) 日常点検の結果の記録及び保管の状況

平成28年3月28日 岡山県公報 号外

日常点検の結果の記録及び保管の状況は、次表のとおりであった。

	台 数	割合（％）
記録，保管している	86	35.4
記録，保管していない	157	64.6
合 計	243	100.0

日常点検を記録していない理由は、「事務の簡素化。異常があった時のみ記録していた。」などによるものであった。

21年厚労省通知では、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録することとされているが、その内容が施設管理者に伝わっていない状況であった。

なお、厚生労働省のホームページに掲載されている「AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A」（以下「Q&A」という。）においては、カレンダーに印を付けて記録してもよいことになっている。また、点検記録簿の保存期限については、そのAEDが正常状態であったことがわかるように、直近の1カ月程度を目安に記録を保存することが望ましい旨が記載されている。

(4) 消耗品（電極パッド・バッテリー）の管理

消耗品（電極パッド・バッテリー）の使用期限は、次表のとおりであった。

	台 数	割合（％）
両方とも使用期限内	261	97.4
使用期限を徒過していた	電極パッドのみ	3
	バッテリーのみ	3
	両方とも	1
合 計	268	100.0

21年厚労省通知では、製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を把握し、交換を適切に実施することとされている。

今回の監査においては、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルは、全てのAEDに取り付けられていたにもかかわらず、使用期限を徒過していたものがあったが、その理由は、「日常点検が適正に行われていないために使用期限の把握ができていない。」などであった。

(5) 設置情報の登録

平成28年3月28日 岡山県公報 号外

一般財団法人日本救急医療財団への設置登録・公開状況については、次表のとおりであった。

	台 数	割合（％）
登録し公開している	146	54.5
登録しているが非公開としている	29	10.8
登録していない	38	14.2
不明	55	20.5
合 計	268	100.0

*「不明」には、一般財団法人日本救急医療財団全国AEDマップに掲載されていないものを含む。

21年厚労省通知においても、AEDの設置情報登録を一般財団法人日本救急医療財団に積極的に登録することとされているが、登録し公開しているものは、全体の約半数にとどまっている。登録していない理由は、「深夜や休日等管理者の不在時における外部の者の構内無断立ち入りやAEDの管理・使用等について、施設管理上支障があると判断したため。」などによるものであった。

また、本県のホームページに公開され、日本赤十字岡山県支部が管理するAED検索システムに情報を提供されている内容と異なっているものがあつた。

(6) 操作方法の習得状況

AEDの使用等に関する講習の受講状況は、次表のとおりであった。

	機関数	割合（％）
点検担当者が受講している	91	85.0
点検担当者が受講していない	16	15.0
合 計	107	100.0

*点検担当者が受講していない16機関についても、所属内職員のいずれかが講習を受講していた。

Q & Aにおいては、点検担当者はAEDの使用等に関する講習を受講していることが望ましい旨が記載されている。

(7) AED本体の耐用期間

AED本体に耐用期間（6～8年）があり、定期的な更新が必要である。AEDの設置が平成17年度から始まっており、AED本体の耐用期間を超えているものが多数見受けられた。

3 A E Dの使用実績

全台数268台の使用実績は、次表のとおりであった。

	台 数	割合（％）
あ り	5	1 . 9
な し	2 6 3	9 8 . 1
合 計	2 6 8	1 0 0 . 0

実際に、A E Dを使用したのは、県立学校3台、教育関係機関1台、警察本部1台であった。教員が授業に向かっている途中で倒れ、A E D使用後救急車で搬送され、後遺症を残すことなく回復したものなどであった。

4 その他

平成25年度に購入されたA E Dの備品登録手続きがなされていないものが1機関認められた。

第4 監査の意見

1 A E Dの管理について

今回の監査の結果において、点検担当者を配置していないもの、日常点検を実施していないもの、日常点検の記録を行っていないものなどが見受けられた。これらは、21年厚労省通知の設置者が行うべき事項等について周知徹底されていないことが起因していると考えられる。

点検等の不備により、救命の事態が発生した時に、A E Dを正常に使用できないことにもなりかねないことから、今後は、21年厚労省通知に従ったA E Dの適切な管理が確実に行われるように努められたい。

なお、実地の聞き取り調査においても21年厚労省通知を知らなかった者が多かった事実があり、所管課である保健福祉部医療推進課において、A E Dの適切な管理の周知徹底等につき、改めて実効性のある指導が望まれる。

2 A E Dの更新、消耗品の購入について

A E D本体の耐用期間、消耗品（電極パッド及びバッテリー）の使用期限は、メーカーの推奨期間であり、耐用期間を超えればすぐに使えなくなるものではないが、この機器の性質上、人の命に関わる機器であり、常に使用できる状態にしておくことが必要である。よって、定期的な更新、交換が必要であるが、いずれも決して安価なものではない。

主管課等で購入設置したものにおいては、更新済み、順次更新中であるが、各設置機関で購入設置したものについては、予算の制約上更新が遅れている。耐用期間、

使用期限を的確に把握し、一括して入札を行うなどの購入手続き、経済性を考慮した予算の確保、執行が行われる仕組み等を検討されたい。

また、新規購入、更新時には、AED本体の耐用期間内における消耗品の交換を含めた購入手続きについて検討されたい。なお、設置に当たっては、AEDを付帯する飲料用自動販売機の設置等についても、管理の仕方を工夫する観点から検討の余地があるのではないかと料する。

3 AEDの設置情報の登録について

心臓突然死は誰にでも起こり得るものであり、いざという時にAEDによって救える命があることから、なるべく多くの人が使用できるよう、やむを得ない特別な事情がある場合を除き、AEDの設置情報は可能な限り公開されるべきである。

なお、第3の2の(5)のとおり、本県ホームページの情報と一般財団法人日本救急医療財団の情報とが相違しているものがあるほか、機器の更新に際して旧機器の抹消登録がなされていないため、二重登録となっている事例や、出先機関の統合・廃止に伴う変更登録を行っていない事例が認められたので、これらの是正に努められたい。

4 AEDの操作方法の習得について

AEDが必要な場所に設置され、必要な時に使用できる状態にしておくと同様に、適切に操作できることが重要である。

点検担当者や施設管理者は、AEDの使用等に関する講習を受講できる環境づくりを行うとともに、点検担当者のみならず職員も積極的に受講するなどAEDに関する適切な知識・操作方法を習得できるように努められたい。

平成 2 8 年 3 月 2 8 日 岡山県公報 号外

平成28年3月28日 岡山県公報 号外

A E D 設置状況

< 知事部局 >

設 置 施 設	住 所	設 置 位 置
消防学校	岡山市東区瀬戸町肩脊1170	医務室
岡南飛行場管理事務所	岡山市南区浦安南町640	管理棟内事務所
岡山空港管理事務所	岡山市北区日応寺1277	派出所横
消費生活センター	岡山市北区南方2-13-1 5階	5階受付
男女共同参画推進センター	岡山市北区南方2-13-1 6階	6階正面出入口付近
環境保健センター	岡山市南区内尾739-1	1階エントランス
県立美術館	岡山市北区天神町8-48	1階エントランス
岡山県庁県民室	岡山市北区内山下2-4-6	1階県民ホール
岡山県庁医療推進課	〃	医療推進課内
中央児童相談所	岡山市北区南方2-13-1 3階	3階事務所
倉敷児童相談所	倉敷市美和1-14-31	1階エントランス
津山児童相談所	津山市山北288-1	医務判定室
成徳学校	岡山市中区平井2-2572	本館1階玄関
工業技術センター	岡山市北区芳賀5301	1階エントランス
南部高等技術専門学校	倉敷市新田3241	本館玄関
北部高等技術専門学校	津山市川崎953	本館職員室入口
北部高等技術専門学校美作校	美作市安蘇345	1階エントランス
農業水産総合センター	赤磐市東窪田157	農業大学校春風寮入口
後楽園事務所	岡山市北区後楽園1-5	正門入場券売場
企業局発電総合管理事務所	岡山市北区芳賀5314	執務室
〃	〃	制御室
企業局工業用水道事務所	倉敷市連島町西之浦5912-3	3階事務室
〃	〃	〃
備前県民局	岡山市北区弓之町6-1	本館1階ロビー
〃	〃	会議棟2階廊下
〃	岡山市中区古京町1-1-17	1階エントランス
東備地域事務所	和気郡和気町和気487-2	本館1階玄関ホール
備中県民局	倉敷市羽島1083	本館1階エントランス
〃	〃	第二庁舎エントランス
井笠地域事務所	笠岡市六番町2-5	第一庁舎1階
高梁地域事務所	高梁市落合町近似286-1	1階玄関ホール
新見地域事務所	新見市高尾2400	保健課入口前
水島港湾事務所	倉敷市水島福崎町1-12	本館
美作県民局	津山市山下53	第一庁舎本館1階
〃	津山市椿高下114	第二庁舎1階
〃	〃	第二庁舎検査棟
〃	津山市加茂町黒木626-10	黒木ダム管理事務所
真庭地域事務所	真庭市勝山591	本館1階
勝英地域事務所	美作市入田291-2	1階エントランス

平成28年3月28日 岡山県公報 号外

< 教育委員会 >

設 置 施 設	住 所	設 置 位 置
教育庁保健体育課	岡山市北区内山下2-4-6	県庁西庁舎5階廊下
総合教育センター	加賀郡吉備中央町吉川7545-11	1階エントランス
生涯学習センター	岡山市北区伊島町3-1-1	交流棟1階
〃	〃	情報・創作棟2階
〃	〃	人と科学の未来館 サイピア1階
県立図書館	岡山市北区丸の内2-6-30	1階カウンター
県立博物館	岡山市北区後楽園1-5	1階玄関ホール
〃	〃	1階総務課
古代吉備文化財センター	岡山市北区西花尻1325-3	1階エントランス
岡山朝日高等学校	岡山市中区古京2-2-21	百周年記念館東階段横
〃	〃	北棟校舎中央階段東
岡山操山中学校・高等学校	岡山市中区浜412	管理棟1階保健室
〃	〃	通信制教員室
〃	〃	中学校職員室
〃	〃	第2体育館前廊下
岡山芳泉高等学校	岡山市南区芳泉3-1-1	事務室前
〃	〃	武道場前
岡山城東高等学校	岡山市中区下110	西棟2階職員室前
〃	〃	体育館入り口
〃	〃	体育準備室
西大寺高等学校	岡山市東区西大寺上2-1-17	昇降口
瀬戸高等学校	岡山市東区瀬戸町光明谷316-1	体育館
〃	〃	第2棟保健室
高松農業高等学校	岡山市北区高松原古才336-2	正面玄関入り口
〃	〃	第4棟中央階段西側
興陽高等学校	岡山市南区藤田1500	本館玄関
〃	〃	体育館入り口
瀬戸南高等学校	岡山市東区瀬戸町沖88	正面玄関入口
〃	〃	農場管理室
岡山工業高等学校	岡山市北区伊福町4-3-92	体育教官室前
〃	〃	土木科棟前1階廊下
東岡山工業高等学校	岡山市東区土田290-1	保健室横
岡山東商業高等学校	岡山市中区東山3-1-6	保健室前
〃	〃	体育教官室前
〃	〃	器具庫内
岡山南高等学校	岡山市南区奥田2-4-7	体育館南外壁
〃	〃	普通教室棟1階外廊下
〃	〃	管理棟2階中央廊下
岡山御津高等学校	岡山市北区御津金川940	管理棟1階
倉敷青陵高等学校	倉敷市羽島1046-2	体育館玄関前
〃	〃	職員室前
倉敷天城中学校・高等学校	倉敷市藤戸町天城269	第1棟1階職員室東
〃	〃	第1体育館東階段1階
〃	〃	第3棟東階段1階壁面
倉敷南高等学校	倉敷市吉岡330	体育館正面玄関
〃	〃	学校正面玄関

平成28年3月28日 岡山県公報 号外

設 置 施 設	住 所	設 置 位 置
倉敷南高等学校	倉敷市吉岡330	生徒昇降口
倉敷古城池高等学校	倉敷市福田町古新田116-1	体育館北面
〃	〃	北棟玄関
倉敷中央高等学校	倉敷市西富井1384	2階職員室前
〃	〃	体育館入口
〃	〃	寄宿舍
玉島高等学校	倉敷市玉島阿賀崎3-1-1	1階玄関受付窓口横
〃	〃	体育館正面玄関前
倉敷鷺羽高等学校	倉敷市児島味野山田町2301	体育館
倉敷工業高等学校	倉敷市老松町4-9-1	保健室
〃	〃	管理特別教室棟1階
〃	〃	機械科棟1階
〃	〃	第2グラウンド
水島工業高等学校	倉敷市西阿知町1230	職員室前
〃	〃	体育館1階
倉敷商業高等学校	倉敷市白楽町545	1館1階廊下西
玉島商業高等学校	倉敷市玉島中央町2-9-30	管理棟玄関
〃	〃	体育館
〃	〃	第2グラウンド
津山中学校・高等学校	津山市椿高下62	体育館
〃	〃	体育職員室下器具庫
〃	〃	3階中学校職員室
津山東高等学校	津山市林田1200	教務室
〃	〃	寄宿舍舎監室
津山工業高等学校	津山市山北411-1	2号館1階保健室前
〃	〃	5号館北面
〃	〃	60周年記念会館前
津山商業高等学校	津山市山北531	体育館
〃	〃	1棟3階2年2組前
〃	〃	体育教官室
玉野高等学校	玉野市築港3-11-1	体育館玄関
〃	〃	生徒用昇降口横
玉野光南高等学校	玉野市東七区244	図書室横
〃	〃	体育館
〃	〃	グラウンド倉庫
〃	〃	格技場
〃	〃	昇陽寮
〃	〃	紫風寮
笠岡高等学校	笠岡市笠岡3073-2	普通教室棟1階トイレ横掲示板付近
〃	〃	体育館1階入口付近
笠岡工業高等学校	笠岡市横島808	トレーニングセンター
〃	〃	武道場
笠岡商業高等学校	笠岡市笠岡3203	保健室
〃	〃	運動場トイレ
〃	〃	体育館玄関
〃	〃	野球場

平成28年3月28日 岡山県公報 号外

設 置 施 設	住 所	設 置 位 置
井原高等学校	井原市井原町1802	北校地管理棟1階
〃	〃	北校地体育館入り口
〃	井原市井原町1875	南校地管理棟1階
〃	井原市上出部町1425	精研農場管理棟1階
総社高等学校	総社市総社3-9-1	玄関
〃	〃	体育館外
総社南高等学校	総社市三輪626-1	南（普通教室）棟1階 開放廊下東側
〃	〃	体育館玄関前
高梁高等学校	高梁市内山下38	管理棟1階
〃	〃	体育館西
高梁城南高等学校	高梁市原田北町1216-1	本館1階玄関
〃	〃	体育館玄関
新見高等学校	新見市新見1394	南校地第2棟西側入口
〃	〃	南校地体育館ホール
〃	新見市新見1994	北校地本館1階玄関
〃	〃	北校地体育館教室室
〃	〃	第2実習棟
〃	新見市新見2088	黒髪寮舎監室
備前緑陽高等学校	備前市西片上91-1	体育館
〃	〃	図書館前
邑久高等学校	瀬戸内市邑久町尾張404	生徒会館
〃	〃	体育館
勝山高等学校	真庭市勝山481	勝山校地本館玄関前
〃	〃	勝山校地体育館前
〃	〃	鼓山寮舎監室前
〃	〃	頼山寮舎監室前
〃	真庭市蒜山上長田4	蒜山校地1階玄関
真庭高等学校	真庭市落合垂水448-1	落合校地事務室前廊下
〃	真庭市中島143	久世校地1階玄関
林野高等学校	美作市三倉田58-1	管理棟1階玄関
〃	〃	体育館南入口
鴨方高等学校	浅口市鴨方町鴨方819	管理棟玄関
〃	〃	体育館玄関
〃	〃	特別教室棟東側
〃	〃	保健室
和気閑谷高等学校	和気郡和気町尺所15	管理棟1階玄関
〃	〃	新グラウンド
矢掛高等学校	小田郡矢掛町矢掛1776-2	環境棟東側壁面
勝間田高等学校	勝田郡勝央町勝間田47	2棟1階保健室前廊下
〃	〃	体育館1階入口付近
烏城高等学校	岡山市北区伊島町3-1-1	講義棟2階教員室
〃	〃	武道場
岡山大安寺中等教育学校	岡山市北区北長瀬本町19-34	体育館北側壁面
岡山聾学校	岡山市中区土田51	保健室
〃	〃	寄宿舍
岡山支援学校	岡山市北区祇園866	1階事務室前

平成28年3月28日 岡山県公報 号外

設 置 施 設	住 所	設 置 位 置
岡山西支援学校	岡山市北区田中579	教務室入口
〃	〃	北校地体育館入り口
岡山東支援学校	岡山市東区宍甘1018	保健室
岡山南支援学校	岡山市南区内尾721-3	中棟1階
〃	〃	北棟1階
岡山瀬戸高等支援学校	岡山市東区瀬戸町江尻1326	管理棟1階
倉敷まきび支援学校	倉敷市真備町箭田4682-1	東棟1階保健室前
〃	〃	南棟1階厨房前
〃	〃	北棟1階廊下
〃	〃	体育館玄関
倉敷琴浦高等支援学校	倉敷市児島田の口1-1-16	保健室前
〃	〃	保健室
西備支援学校	笠岡市東大戸5075-1	保健室
〃	〃	実習地
健康の森学園支援学校	新見市哲多町大野2034-5	寮舎2棟管理室
〃	〃	養護寮舎棟面談室
〃	〃	寄宿舎棟面談室
〃	〃	基礎訓練棟管理室
〃	〃	研修棟保健室
〃	〃	運動機能訓練棟管理室
東備支援学校	備前市福田637	事務室
〃	〃	北棟1階
早島支援学校	都窪郡早島町早島4063	西棟1階出入口横
〃	〃	北棟1階昇降口横
誕生寺支援学校	久米郡久米南町山ノ城110-2	看護師室
〃	〃	寄宿舎
〃	〃	保健室
〃	〃	体育館
〃	久米郡久米南町上弓削1657-1	弓削校地事務室前
〃	〃	弓削校地体育館

平成28年3月28日 岡山県公報 号外

< 公安委員会 >

設 置 施 設	住 所	設 置 位 置
警察本部小橋町庁舎	岡山市中区小橋町1-1-25	厚生課内
警察本部分庁舎	岡山市北区内山下2-2-6	交通指導課内
警察本部伊福町庁舎	岡山市北区伊福町1-9-18	留置管理課内
運転免許センター	岡山市北区御津中山444-3	総合案内
交通機動隊	岡山市北区いずみ町11-30	正面玄関
高速道路交通警察隊	岡山市北区富原2587-5	正面玄関前執務室
高速道路交通警察隊(北部)	津山市河辺796	正面玄関前執務室
岡山県警察学校	岡山市北区玉柏2753	教官室
岡山中央警察署	岡山市北区浜1-19-39	地域課内
岡山東警察署	岡山市東区西大寺中野501-9	地域課内
岡山西警察署	岡山市北区野殿東町2-10	地域課内
岡山南警察署	岡山市南区泉田5-4-6	地域課内
岡山北警察署	岡山市北区御津草生2090	警務課前廊下
赤磐警察署	岡山市東区瀬戸町瀬戸166	地域課内
備前警察署	備前市伊部276-1	警務課前廊下
瀬戸内警察署	瀬戸内市牛窓町牛窓4780-11	警務課
玉野警察署	玉野市宇野1-13-1	警務課前廊下
児島警察署	倉敷市児島駅前4-83	地域課内
倉敷警察署	倉敷市大島451-1	地域課内
水島警察署	倉敷市水島南幸町4-1	警務課内
玉島警察署	倉敷市玉島1354	正面玄関前ロビー
笠岡警察署	笠岡市六番町2-3	警務課内
井原警察署	井原市西江原町859-1	正面玄関
総社警察署	総社市真壁426-1	警務課内
高梁警察署	高梁市段町1017-1	正面玄関
新見警察署	新見市新見389-1	正面玄関前受付窓口
真庭警察署	真庭市江川821-1	警務課内
津山警察署	津山市林田77	地域課内
美作警察署	美作市明見333-1	警務課内
美咲警察署	久米郡美咲町打穴中1082-2	警務課内

県のホームページに公開しているもの及び監査調書に公開と記載しているものを掲載



医政発第0416001号

薬食発第0416001号

平成21年4月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

(照会先)

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

電 話：03-5253-1111（内線2751, 2758）

夜間直通：03-3595-2435

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対応を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

（参考）AED設置場所検索（財団法人日本救急医療財団ホームページ）URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

AED の適切な管理等の実施に係るQ & A

平成21年4月16日

● 点検担当者の役割と配置について

Q1 AED の点検担当者は、どのようなことを行うのですか。

A 一つめは、日常点検としてインジケータ(AED が正常かどうかを示すランプや画面)により AED が使用可能な状態にあることを確認し、点検結果を記録に残すことです。(日常点検については、Q7～Q13 をご参照下さい。)

二つめは、消耗品の管理として、AED に取り付けられている電極パッドやバッテリーの交換時期(使用期限等)を把握し、期限切れになる前に交換することです。(消耗品の管理については、Q20～Q24 をご参照下さい。)

Q2 点検担当者の人数の目安はありますか。また、設置者が点検担当者となることはできますか。

A AED が設置されている施設の規模や範囲、その台数等に応じて、点検を日常的に、実施することが可能と考えられる人員を配置することが望ましいです。また、点検担当者を当番制とし、複数人の配置を行なうことでも差し支えありません。

なお、設置台数等から考えて、設置者自らが点検を行うことが可能と判断される場合は、設置者が点検担当者となっても差し支えありません。

Q3 点検担当者に資格は必要ですか。

A 設置者が上記の日常点検等を適切に実施できると認める方であれば、特に資格は必要としません。しかし、AED の使用等に関する講習を受講していることが望ましいです。

なお、設置者自らが点検担当者となる場合も同様です。

Q4 点検担当者の役割を委託することはできますか。

A AED の購入店や製造販売業者（以下「販売業者等」という。）と保守契約を結ぶなどして委託してもかまいません。

Q5 病院内における AED についても、同様の取扱いですか。

A その通りです。医療機関や消防署等に設置される AED（一般の方が使用できる製品に限る。）も同様に表示ラベルを取り付けることとしています。また、日常的なインジケータの確認や点検記録の保管についても同様です。

Q6 病院においても、点検担当者を配置する必要がありますか。

A 一般の方が使用できる AED については、点検担当者を配置いただくこととなりますが、医療機器安全管理責任者等が点検担当者となり、日常的な点検を実施していただくことで差し支えありません。

なお、Q2 に述べたように、設置台数などにより、点検担当者として複数人を配置することも可能です。

- 日常点検について

Q7 なぜ、インジケータを確認しなければならないのですか。

A AED は自己診断機能を有しています。本体の機能チェックが自動的に行なわれ、問題を認めた場合には、インジケータのランプの色や画面の表示によりその異常を知らせてくれます。そのため、点検担当者がインジケータを確認し、正常に使用可能な状態であることを点検する必要があります。

万が一、インジケータが異常を示している場合には、取扱説明書に従って対処し、必要に応じて販売業者等に点検や修理を依頼して下さい。

Q8 インジケータは、どのように確認すればよいですか。

A 正常に使用可能な状態を示すインジケータのランプの色や画面の表示は、製品により異なります。お手持ちの AED の添付文書や取扱説明書をご覧下さい。

Q9 インジケータの確認は、毎日、行わなければならないませんか。

A AED は本体にプログラムされた自己診断機能により、毎日、毎週、毎月のサイクルで機能チェックを行なっていますので、点検担当者は、取扱説明書に従い日常的に、その結果を確認して下さい。

ただし、設置された施設や事業所の休日などで、AED を使用しないことが明らかな時には、点検を実施しなくても構いません。設置場所などを十分考慮の上、適切に点検を行なって下さい。

- 点検記録について

Q10 どのような内容を記録するのですか。

A 日常点検の結果として、インジケータのランプの色や画面の表示等により使用可能な状態であるか等を記載する(例えば、丸印を付けるなど)のみで十分です。

なお、電極パッドやバッテリーの交換時期については、点検記録に記載する必要はありませんが、常に時期を把握しておいて下さい。

Q11 点検記録には、決められた様式などがありますか。

A 決められたものはありませんので、設置者又は点検担当者の方がご自身で作成していただいて結構です。例えば、カレンダーに丸印を記入するのみでもよいです。

なお、販売業者等が点検記録表を提供しますので、それらをご活用いただくことも可能です。

Q12 点検記録は、どの程度保管しなければなりませんか。

A 点検記録の保管期間については、とくに規定していません。AED を使用する際、その AED が正常状態であったことがわかるように、直近の1ヶ月程度を目安に記録を保管することが望ましいです。

Q13 家庭内での使用のみを目的にしていますが、点検記録の保管は必要ですか。

A 家庭内でのみに使用するために AED を設置している場合には、点検記録の保管は必ずしも必要ではありません。しかし、その使用目的から、日常点検は適切に行う必要があります。

- 表示ラベルについて

Q14 表示ラベルとは何ですか。

A 点検担当者が電極パッドやバッテリーの管理を円滑に行うために、必要な情報（交換時期や使用期限等）が記載されたものです。AED 本体又は収納ボックス等に、必ず取り付け又は貼り付けて下さい。

なお、今後、新規に AED を購入した場合には、販売業者等により消耗品の交換時期を記載した表示ラベルが取り付けられた状態で納品又は設置されます。

Q15 すでに設置されている AED にも表示ラベルが必要ですか。

A すべての AED に必要です。すでに設置されている AED については、販売業者等が把握している販売先の記録に基づいて、購入者もしくは設置者宛に表示ラベルと電極パッドやバッテリーの交換時期に関する情報等が届けられます。点検担当者は、表示ラベルに交換時期等の必要事項を書き込み、お手持ちの AED に取り付け又は貼り付けて下さい。

なお、表示ラベルは、準備が出来次第、提供されることとなっております。周囲の AED に表示ラベルが取り付けられた後も表示ラベルが提供されない場合には、お手持ちの AED の販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q16 表示ラベルの取付け位置はどこがよいのですか。

A 通常設置された状態で表示ラベルに記載された電極パッドやバッテリーの交換時期等の情報が確認できるように、配慮する必要があります。とくに収納ボックス内に設置している AED に表示ラベルを取り付ける場合には、ボックスの扉を開けることなく、記載内容が確認できるように、取り付け位置に注意して下さい。

また、表示ラベルによりインジケータが隠れることのないように注意して下さい。詳しくは販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q17 表示ラベルへの記入は、誰が行うのですか。

A 電極パッドやバッテリーを交換した際には、点検担当者が次の交換時期や使用期限等を表示ラベルに記入して下さい。記入するための表示ラベルやシールは、新たに購入した電極パッドやバッテリーに添付されてきます。記入の仕方等、ご不明な点については、販売業者などにお問い合わせになるか、製品のホームページをご参照下さい。

Q18 表示ラベルを紛失した場合、どのようにすればよいですか。

A お手持ちの AED の販売業者等にご連絡下さい。

Q19 表示ラベルが取付けられていない場合はありますか。

A AED の販売業者等と契約を結び、電極パッドやバッテリーの管理を委託している場合(Q4 参照)には、表示ラベルを取り付けていないことがあります。ただし、その場合には表示ラベルのかわりに、「〇〇社が電極パッドやバッテリーの管理を行っています」などの表示がされています。

- 消耗品(電極パッドやバッテリー)の管理について

Q20 電極パッドやバッテリーはどのくらいの期間で交換が必要ですか。

A 電極パッドやバッテリーの使用期間は製品によって異なりますので、お手持ちの AED の添付文書や取扱説明書でご確認いただくか、販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q21 使用していない電極パッドでも、交換時期が来たら必ず交換する必要があるのですか。

A 使用期限を過ぎると身体に貼る電極パッドの変質や接着面の乾燥が起こることがあります。そのような電極パッドを使用して電気ショックを行うと、パッド貼付部を火傷したり、十分な電気ショックが与えられない又は身体に貼ることができない可能性もあります。交換時期が来たら、新しい電極パッドへの交換が必要です。

Q22 他社の電極パッドを使用することはできるのですか。

A お手持ち AED に指定された電極パッドを使用して下さい。指定品以外のものを使用すると、動作不良を起こしたり、AED 本来の性能を発揮できない可能性があります。

Q23 AED を一度も使用していませんが、バッテリーは交換時期が来たら必ず交換するのですか。

A 日常点検の項(Q7)で述べたように、AED は自己診断機能を有していますので、常に一定の電力を消費しています。救命処置に使用しなくともバッテリーは消耗しますので、交換することが必要です。

Q24 設置環境や使用状況によってバッテリーの使用期間が異なるとのことですが、どのような状況で変化が生じるのですか。

A 一般的にバッテリーは周囲の温度が高い状態で消耗が早いとされています。
また、AED 講習などのために AED 本体のフタを開けたり、救命処置のために除細動を行ったりすると、バッテリーの寿命は短くなります。

- その他

Q25 AED の設置情報は、登録しなければならないのですか。

A AED は救命のために重要な医療機器です。地域の住民や救急医療に携わる機関などが、あらかじめ設置されている AED の場所を把握していると、必要な時に迅速に対応できます。

また、AED の不具合などにより販売業者等から製品に関するリコール等の重要なお知らせが提供されることもあります。設置情報を登録していれば確実かつ迅速に情報を受け取ることが可能となりますので、ご登録ください。

なお、AED を家庭や事業所内に設置している場合等には、AED の設置場所に関する情報を非公開とすることが可能です。

登録の方法については、販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q26 購入した AED を授与又は寄贈することはできますか。

A 原則、AED を第三者に販売又は授与することはできません。なぜなら、授与を行ったために設置場所がわからなくなると、前述したリコール等の重要な情報を提供することができなくなるなどの可能性があります。授与する必要が生じた場合等は、必ず、あらかじめ販売業者等にご連絡下さい。

なお、薬事法により販売業の許可を得ていない者は、業としての販売や授与は禁じられております。